

除雪作業にご協力を！

～皆さんの協力で安全・安心な会津の冬～

福島県 会津若松建設事務所



屋根の雪処理は各戸または地域の皆さんの協力で

- 屋根からの**落雪は非常に危険**ですので、各世帯で事前に雪おろしや屋根に雪崩止めを付けるなどの対策を行ってください。
- 落雪した場合も、各戸または地域の皆さんの協力で対応をお願いします。



玄関に残った雪は皆さんで除雪をお願いします

- 除雪車が通った後は、どうしても玄関先には雪が残ってしまいます。申し訳ありませんが、玄関先の雪は皆さんのお力で除雪をお願いいたします。



道路へ雪を出さないようにしましょう

- 道路へ雪を押し出すと、通行車両がそれに乗り上げハンドルをとられたり、道路が狭くなったりして交通事故の原因となり大変危険です。通行するのは地元の皆さんばかりでなく、他の地区からの来訪者が多い会津地区ですので、是非皆さんの御協力をお願いします。

除雪作業中は危険ですので作業車には絶対近づかないよう注意してください

- 除雪作業後の路面は大変滑りやすいので、特に注意してください。
- 除雪車は、道路上にあるマンホール蓋などに注意しながら作業をしていますので急に停車することもあります。十分な車間距離をとるようお願いします。
- 道路を走行中に除雪車が前方を走行しているときは、**無理に『追い越し』をかけず**、除雪車が道路脇に寄るまで、お待ちください。

路上駐車は除雪作業の妨げになります

- 「路上駐車」は除雪作業の妨げになります。作業効率の低下や緊急車両等の通行に支障が出るなど、地域全体の迷惑になるので絶対にやめましょう。



国道（国道49号を除く）除雪に関する問い合わせ先
【会津若松市・会津美里町・会津坂下町・湯川村地域】
会津若松建設事務所 管理課
電話 0242-29-5451

【柳津町・三島町・金山町・昭和村地域】
宮下土木事務所 業務課
電話 0241-52-2311

